

池田泉州 T T 証券の証券総合取引約款・規定集の改定について

池田泉州 T T 証券株式会社

2026 年 10 月 1 日付で、「証券総合取引約款・規定集」を一部改定いたします。
改定箇所につきましては、下記の新旧対照表（下線部改定）をご覧ください。

●非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款

新	旧
非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款 第 1 条 （約款の趣旨） 1. この約款は、お客様が租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、池田泉州 T T 証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座および特定課税未成年者口座について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号、第 6 号および第 10 号に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 2. (現行どおり) 第 2 条 （非課税口座開設届出書等の提出等） 1. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 16 項および第 25 項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項（以下「廃止通知書等記載事項」といいます。）の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」または電磁的方法による廃止通知書等記載事項、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものまたは電磁的方法による廃止通知書等記載事項）を提出または提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 25 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 44 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」または電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出または提供する場合については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出または提供してください。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合または非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供	非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款 第 1 条（約款の趣旨） 1. この約款は、お客様が租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、池田泉州 T T 証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号および 6 号に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 2. (省略) 第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出等） 1. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項および第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項（以下「廃止通知書等記載事項」といいます。）の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」または電磁的方法による廃止通知書等記載事項、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものまたは電磁的方法による廃止通知書等記載事項）を提出または提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 20 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 33 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」または電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出または提供する場合については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出または提供してください。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合または非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供

新	旧
がされる場合において、当該廃止通知書の交付または当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書または非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。 2.（現行どおり） 3. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、<u>租税特別措置法第37条の14第22項に規定する「非課税口座廃止届出書」</u>を提出してください。 4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第12号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付または電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。 ①～②（現行どおり） 5. お客様が当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定（特定累積投資勘定のうち、お客様がその年1月1日において<u>18歳未満である年および出生した日の属する年の各年において設けられる勘定（以下「未成年者特定累積投資勘定」といいます。）</u>を除きます。以下この項および次項において同じ。）または特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、<u>租税特別措置法第37条の14第19項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」</u>を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。 6. 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第11号に規定する「勘定廃止通知書」を交付または電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供します。 第3条～第3条の2（現行どおり） 第3条の3（特定累積投資勘定の設定） 1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年（<u>未成年者特定累積投資勘定である場合には、2027年</u>）以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。 2. 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合は、これらの書類の提出、<u>当該非課税口座開設届出書の提出または当該廃止通知書等記載事項の提供（以下、「廃止通知の提出または提供」といいます。）</u>があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該廃止通知の提出または提供があつた場合には、同日）において設けられます。 3. 未成年者特定累積投資勘定を当社に設けている場合、お客様がその年1月1日において18歳の年を迎えるまでの間において、非課税口座を廃止することなく当社以外の証券会社または金融機関に未成年者特定累積投資勘定を設けることはできません。	がされる場合において、当該廃止通知書の交付または当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書または非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。 2.（省略） 3. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、<u>租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」</u>を提出して下さい。 4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付または電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。 ①～②（省略） 5. お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、<u>租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」</u>を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。 6. 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付または電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供します。 第3条～第3条の2（省略） 第3条の3（特定累積投資勘定の設定） 1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。 2. 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合は、<u>所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）</u>において設けられます。 （新設）

新	旧
第3条の4（特定非課税管理勘定の設定） 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第3条の3の特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）と同時に設けられます。 第4条～第5条（現行どおり） 第5条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 1. 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ① （現行どおり） ② 租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等 2. 累積投資勘定において、お客様が累積投資契約に基づいて取得する上場株式等が公募株式投資信託である場合のお取引については、当社は、販売および解約に係る手数料（定期譲渡等契約に基づく定期的に継続した譲渡または一部解約のために要する実費相当額の手数料を除きます。）、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。 第5条の3（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 1. 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（この項および第25条において「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が120万円（当該特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には、60万円）を超えないもの（次に掲げる特定累積投資勘定の区分に応じそれぞれ次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。） イ 未成年者特定累積投資勘定以外の特定累積投資勘定 当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該非課税口座に受け入れている買付け	第3条の4（特定非課税管理勘定の設定） 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。 第4条～第5条（省略） 第5条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ① （省略） ② 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等 (新設) 第5条の3（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。）

新	旧
の委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,800 万円を超える場合 ロ 未成年者特定累積投資勘定 当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額および当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の前年に未成年者特定累積投資勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等の合計額が 600 万円を超える場合 ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 26 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する上場株式等 2. 特定累積投資勘定において、お客様が累積投資契約に基づいて取得する上場株式等が公募株式投資信託である場合のお取引については、当社は、販売および解約に係る手数料（定期譲渡等契約に基づく定期的に継続した譲渡または一部解約のために要する実費相当額の手数料を除きます。）、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいたしません。 第 5 条の 4（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 1. 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるもの、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等および同条第 2 項に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等、当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等または租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 28 項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が 240 万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。） イ～ロ （現行どおり） ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 30 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等 2. （現行どおり） 第 6 条（譲渡の方法） 1. 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号または第 37 条の 11 第 4 項第 1 号から第 3 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。 2. （現行どおり） 3. 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡につい	② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する上場株式等 （新設） 第 5 条の 4（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 1. 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等および同条第 2 項に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等または租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 30 項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が 240 万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。） イ～ロ （省略） ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等 2. （省略） 第 6 条（譲渡の方法） 1. 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号または第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。 2. （省略） 3. 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡につい

新	旧
て、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号または第 37 条の 11 第 4 項第 1 号から第 3 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。 第 7 条（未成年者特定累積投資勘定の管理） <u>未成年者特定累積投資勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、お客様がその年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。</u> ① <u>当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還（次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める移管または返還を除きます。）を行わないこと</u> イ <u>お客様がその年の 3 月 31 日において 12 歳である年（以下、「特定基準年」といいます。）の前年以前の各年</u> <u>災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該非課税口座および特定課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）および当該非課税口座に設けられた未成年者特定累積投資勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことによる当該非課税口座からの払出しによる移管または返還</u> ロ <u>お客様の特定基準年以後の各年</u> イに定める移管または返還およびお客様が当社に対し当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を依頼する旨、当該移管または返還の起因となる事由（お客様の教育費または生活費の支払に充てるためのものに限ります。）等を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。）をした場合における当該移管または返還 ② <u>当該上場株式等の第 9 条に規定する方法以外の方法による譲渡で租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと</u> ③ <u>当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第 9 条の 8 第 1 項に規定する配当等で、当社が国内における同項に規定する支払の取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われないものを除きます。）は、その受領後直ちに当該特定課税未成年者口座に預入れまたは預託すること</u>	て、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号または第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。 （新設）
第 8 条（非課税口座および特定課税未成年者口座の廃止） <u>前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該非課税口座および当該非課税口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座を廃止いたします。</u> 第 9 条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） 1.（現行どおり） 2. 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号	（新設） 第 7 条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） 1.（省略） 2. 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号

新	旧
および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 3. 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、次項に規定するもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 26 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 4. 未成年者特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出しでお客様の基準年の前年 12 月 31 日までに生じたもの（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で未成年者特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、未成年者特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 5. 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 30 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る	および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 3. 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 （新設） 4. 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る

新	旧
同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 <u>第10条（非課税管理勘定終了時の取扱い）</u> 第10条の2（累積投資勘定終了時の取扱い） 1.（現行どおり） 2. 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。 ① お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が定める期日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 ②（現行どおり） <u>（削除）</u> 第11条(特定累積投資勘定を設定した場合の定期的な所在地確認) 1. 当社は、お客様が当社に開設する非課税口座に特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を含みます。以下この条において同じ。）を設定している場合において、当社の定める方法により、お客様の所在地の変更有無を定期的に確認いたします。	同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 <u>第8条（非課税管理勘定終了時の取扱い）</u> 第8条の2（累積投資勘定終了時の取扱い） 1.（省略） 2. 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。 ① お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が定める期日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 ②（省略） <u>第9条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）</u> 1. 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。 ① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示またはお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所 ② 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所 2. 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。 <u>第10条（特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）</u> 1. 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設け

新	旧
2. 前項の場合において、当社の定める一定期間内にお客様の所在地の確認ができなかった場合には、当該一定期間が経過してからお客様の所在地の確認ができるまでの間、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止させていただきます（分配金再投資による受入れを含み、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に掲げる事由による上場株式等の受入れを除きます。）。	た日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。 ① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示またはお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所 ② 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所 2. 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。 2. 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。
3. 前二項の場合において、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止した場合には、その旨を所轄税務署長に報告いたします。	（新設）
（削除）	第11条（非課税管理勘定、累積投資勘定の変更手続き） お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社が定める期日までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。
第12条（非課税口座の開設について） 1. 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に、お客様がその年1月1日において18歳以上の場合には特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を、お客様がその年1月1日において18歳未満の場合には未成年者特定累積投資勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。 2. 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて廃止通知の提出または提供を受けた場合、当社は、当該廃止通知の提出または提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。	第12条（非課税口座の開設について） 1. 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。 2. 2028年1月1日以後、当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出を受けた場合もしくは電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供がされた場合または廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への

新	旧
第 1 3 条（特定累積投資勘定での上場株式等の注文等について） 当社がその年 1 月 1 日において 18 歳以上のお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、お客様から特定累積投資勘定での上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。 第 1 4 条（現行どおり） 第 1 5 条（非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い） 1. お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出（「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」または電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提出または提供をした場合を含みます。）をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座または当該非課税口座に設定した勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 18 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合または当該勘定が同条第 28 項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設または設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。 2. お客様が当社に対して「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものまたは電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提出または提供をし、当社に開設していた非課税口座に特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）および特定非課税管理勘定の設定をした後に、当該勘定が重複していることが判明し、当該勘定が同条第 28 項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その勘定の設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。 第 1 6 条（現行どおり） 第 1 7 条（特定課税未成年者口座の設定） お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳未満である年または出生した年において、特定課税未成年者口座（お客様が当社または当社と租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 36 項各号に定める関係にある法人の営業所に開設している預金口座、貯金口座もしくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限りです。以下同じ。）は、非課税口座と同時に設けられます。 第 1 8 条（課税管理勘定における処理） お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳未満である年または出生した年において、金銭その他の資産の預入れまたは預託は、特定課税未成年者口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき預入れまたは預託がされる金銭その他の資産につき、当該預入れまたは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行う	特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。 第 1 3 条（特定累積投資勘定での上場株式等の注文等について） 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、お客様から特定累積投資勘定での上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。 第 1 4 条（省略） 第 1 5 条（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い） お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。 （新設） 第 1 6 条（省略） （新設） （新設）

新	旧
ための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。 <u>第 19 条 (課税管理勘定の金銭等の管理)</u> <u>特定課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、当該金銭その他の資産の当該特定課税未成年者口座からの払出し (次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める払出しを除きます。)</u> <u>をすることはできません。</u> ① お客様の特定基準年の前年以前の各年 <u>非課税口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該上場株式等につき災害等による払出し (非課税口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しをいいます。以下同じ。)</u> <u>がされる場合の当該金銭その他の資産の払出し</u> ② お客様の特定基準年以後の各年 ①に定める払出しおよびお客様が当社に対し当該上場株式等の当該金銭その他の資産の払出しを依頼する旨、当該払出しの起因となる事由 (お客様の教育費または生活費の支払に充てるためのものに限ります。)等を記載した書類の提出 (当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。)をした場合における当該払出し <u>第 20 条 (非課税口座および特定課税未成年者口座の廃止)</u> 前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による払出しが生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該特定課税未成年者口座および当該特定課税未成年者口座と同時に設けられた非課税口座を廃止いたします。 <u>第 21 条 (契約不履行等事由が発生した場合の遡及課税の取扱い)</u> お客様の基準年の前年 12 月 31 日までに契約不履行等事由 (第 10 条もしくは第 18 条に掲げる要件に該当しない事由が生じたことまたは非課税口座もしくは特定課税未成年者口座の廃止 (災害等による返還等が生じたことによるものおよび出国による非課税口座の廃止を除きます。))をしたことをいいます。以下、この条において同じ。)が生じた場合には、過去に非課税で支払われた配当等や過去に非課税とされた譲渡益等について、非課税の取扱いがなかったものとみなし、次に定めるところにより、課税関係が生ずるものとします。 ① 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等については、租税特別措置法第 9 条の 8 第 1 項第 3 号の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該非課税口座内上場株式等の配当等の支払があったものとみなして課税いたします。 ② 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に非課税とされた非課税口座内上場株式等の譲渡益については、租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項および第 2 項の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなして課税いたします。 ③ 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に当該非課税口座内上場株式等の他の保管口座への移管またはお客様への返還がされた非課税口座内上場株式等については、当該移管または返還があった時における含み益について課税いたします。 ④ 当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または保管の委託がされている非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止に伴う払出しが行われ、当該払出し時における含み益について課税いたします。 <u>第 22 条 (非課税口座および特定課税未成年者口座における入出金等の処理)</u> 1. お客様が 18 歳を迎えるまでの間に、非課税口座における取引に係る入金および特定課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に	(新設) (新設) (新設) (新設)

新	旧
定める方法によることといたします。 ① お客様名義の預貯金口座からの入金 ② お客様名義の当社証券口座からの入金 ③ 現金での入金（依頼人のお客様またはお客様の法定代理人である場合に限ります。） ④ お客様本人の毎月の給与または賞与からあらかじめ差し引かれた資金による入金 2. お客様の基準年の前年 12 月 31 日までに、お客様が非課税口座または特定課税未成年者口座から出金または証券の移管（以下の条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。 ① お客様名義の預貯金口座への出金 ② 現金での引出（窓口で行うものに限ります。） ③ お客様名義の証券口座への移管 3. 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様またはお客様の法定代理人に限ることとします。 4. お客様の法定代理人が第 2 項各号の出金等(租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号ホ(1)(ii)に規定する他の保管口座への有価証券の移管もしくは返還または同項第 10 号ロ(2)に規定する払出し（災害等による返還等を除きます。）に限ります。）を行う場合には、当社は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。 5. やむを得ない事由により、前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該出金等に係る金銭または証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。 6. お客様本人が第 2 項第 2 号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要となります。 第 2 3 条（代理人による取引の届出） 1. お客様の代理人が、非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。 2. お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。 3. お客様の法定代理人が非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該法定代理人が非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 第 2 4 条（法定代理人の変更） お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行っていただく必要があります。 第 2 5 条（12 歳を迎えた場合の取引残高の通知） お客様がその年 1 月 1 日において 12 歳の年を迎えた場合には、当社は非課税口座および特定課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。 第 2 6 条（お客様が成年を迎えた場合の通知） お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳の年を迎えた場合には、当社は、同年 1 月 1 日付でお客様の開設している非課税口座が 18 歳以上の者を対象とする非課税口座へ移行することに伴い、移行時点の非課税口座および特定課税未成年者口座に関する取引残高ならびに次に掲げる事項をお客様本人に通知いたします。 ① 同日以後に設定される特定累積投資勘定において、受入期間内に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額の上限が、60 万円から 120 万円に変更されること。 ② 同日以後、特定累積投資勘定の設定と同時に特定非課税管理勘定が設けられること。 ③ 非課税保有限度額の上限が、600 万円から 1,800 万円（うち特定非課税管理勘定に係る上限は 1,200 万円）に変更されること。 第 2 7 条（非課税口座取引である旨の明示）	(新設) (新設) (新設) (新設) 第 1 7 条（非課税口座取引である旨の明示）

新	旧
第28条（契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① お客様または法定代理人から租税特別措置法第37条の14第22項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ② <u>租税特別措置法第37条の14第5項第6号へに規定する非課税口座等廃止事由または同項第10号ハに規定する特定課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合</u> <u>租税特別措置法第37条の14第33項第1号の規定によりお客様が「非課税口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた日</u> ③ <u>租税特別措置法第37条の14第29項第1号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第31項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合</u> <u>租税特別措置法第37条の14第33項第3号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）</u> ④ <u>租税特別措置法第37条の14第29項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合</u> 出国日 ⑤ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除く） <u>租税特別措置法第37条の14第33項第2号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</u> ⑥ （現行どおり） <u>第29条（個人番号未告知口座の取扱い）</u> <u>第30条（合意管轄）</u> <u>第31条（約款の変更）</u> 附 則（2026年10月1日変更） この約款は、<u>2026年10月1日</u>より適用させていただきます。	第18条（契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① お客様から租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 <u>（新設）</u> ② <u>租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合</u> <u>租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）</u> ③ <u>租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合</u> 出国日 ④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除く） <u>租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</u> ⑤ （省略） <u>第19条（個人番号未告知口座の取扱い）</u> <u>第20条（合意管轄）</u> <u>第21条（約款の変更）</u> 附 則（2025年9月30日変更） この約款は、<u>2025年9月30日</u>より適用させていただきます。

●池田泉州T T証券の証券総合取引約款（2026年5月18日改定）

新	旧
第13条（売買等の取引の報告） 1. 当社は、お客様からご注文いただいた証券総合取引が成立したときは、金商法第37条の4の規定にしたがい、契約締結時等交付書面等を作成し、遅滞なくお客様に情報提供（交付またはこれに代わる電磁的方法による提供を含みます。以下、同じ）いたします。 2. 当社は、金商法第37条の4第1項但し書の規定にもとづき、累積投資契約による買付の契約締結時等交付書面等、その他法令等により認められている<u>情報提供</u>は省略することがあります。 第14条（取引および残高の報告） 1. 当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令第98条第1項第3号ロの規定にもとづき、四半期に1回以上、当該期間における有価証券の売買等のお取引内容とお取引いただいた後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に情報提供いたします。また、お取引がない場合には、1年に1回以上、取引残高報告書をお客様に<u>情報提供</u>いたします。 2. 信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉があるお客様には、毎月、取引残高報告書をお客様に<u>情報提供</u>いたします。	第13条（売買等の取引の報告） 1. 当社は、お客様からご注文いただいた証券総合取引が成立したときは、金商法第37条の4の規定にしたがい、契約締結時等交付書面等を作成し、遅滞なくお客様に<u>郵送等の方法により交付</u>いたします。 2. 当社は、金商法第37条の4第1項但し書の規定にもとづき、累積投資契約による買付の契約締結時等交付書面等、その他法令等により認められている<u>書面</u>は省略することがあります。 第14条（取引および残高の報告） 1. 当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令第98条第1項第3号ロの規定にもとづき、四半期に1回以上、当該期間における有価証券の売買等のお取引内容とお取引いただいた後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に<u>郵送等の方法により交付</u>いたします。また、お取引がない場合には、1年に1回以上、取引残高報告書をお客様に<u>郵送等の方法により交付</u>いたします。 2. 信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉があるお客様には、毎月、取引残高報告書をお客様に<u>郵送等の方法により交付</u>いたします。

新	旧
3. (現行どおり) 4. 当社は、第 13 条の契約締結時等交付書面等ならびに本条第 1 項および第 2 項の取引残高報告書、ならびに当社がお客様にこの約款または法令等にもとづき情報提供した書面・通知等について、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができますものといいたします。 5. 当社が情報提供した契約締結時等交付書面等または取引残高報告書等が、転居先不明、お届出の住所不一致等の理由により未到着、返戻された場合には、お取引を中止または停止させていただくことがあります。 6. (現行どおり) 第 2 2 条 (お客様への報告・連絡事項) 1. 当社は、保護預り有価証券について、次の事項をお知らせします。 (1)名義書換または提供を要する場合にはその期日 (2)混合保管中の債券について、第 17 条の規定にもとづき決定された償還額 (3)最終償還期限 (4)残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告 2. 残高照合のための報告は、1 年に 1 回 (信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には 2 回) 以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に 1 回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社取扱部店の部店長に直接ご連絡ください。 3. 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家 (金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家 (同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項 (同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。)) の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)) をいいます。)) である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。 4. 当社は、第 2 項に定める残高照合のための報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの (電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)) については、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。 (1)個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面 (2)当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書 附則 (2026 年 5 月 18 日変更) この約款は、2026 年 5 月 18 日よりお客様とのお取引に適用します。	3. (省略) 4. 当社は、第 13 条の契約締結時等交付書面等ならびに本条第 1 項および第 2 項の取引残高報告書、ならびに当社がお客様にこの約款または法令等にもとづき郵送等の方法により交付した書面・通知等について、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができますものといいたします。 5. 当社が郵送等により交付した契約締結時等交付書面等または取引残高報告書等が、転居先不明、お届出の住所不一致等の理由により未到着、返戻された場合には、お取引を中止または停止させていただくことがあります。 6. (省略) 第 2 2 条 (お客様への報告・連絡事項) 1. 当社は、保護預り有価証券について、次の事項をお知らせします。 (1)名義書換等の諸手続きを要する場合にはその期日 (2)混合保管中の債券について、第 19 条の規定にもとづき決定された償還額 (3)最終償還期限 (4)取引残高報告書による報告 2. 第 1 項第(4)号のご報告は、法令等の定めるところにより四半期に 1 回以上 (信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には毎月)、期間内のお取引内容、お取引後の残高を記載した残高照合のための報告内容を含め取引残高報告書をもって行います。お取引のない場合には、1 年に 1 回以上、取引残高報告書を交付します。その内容にご不審の点があるときには、すみやかに当社扱い店の部店長あてに直接ご連絡ください。当社所定の期間内にお客様からご連絡のない場合には、当社は、お客様がその内容について、ご確認のうえご承諾いただいたものとして取扱うことができるものといいたします。 (新設) (新設) 附則 (2025 年 9 月 30 日変更) この約款は、2025 年 9 月 30 日よりお客様とのお取引に適用します。

●池田泉州 T T 証券ダイレクト利用約款 (2026 年 5 月 18 日改定)

新	旧
第 1 条 (現行どおり) 第 2 条 (本サービスの内容) 1. 本サービスの内容は、次のとおりといたします。 (1)オンライントレード インターネット技術等を利用したコンピューターならびにスマートフォンおよび携帯電話による取引をいいます。 (2)～(3) (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 以下のお客様は、第 2 条第 1 項第 1 号のサービス (本項第 1 号については、入出金サービス利用および一部の個人登録情報の変更等を含みます。)) を制限させていただきます。	第 1 条 (省略) 第 2 条 (本サービスの内容) 1. 本サービスの内容は、次のとおりといたします。 (1)オンライントレード インターネット技術等を利用したコンピューターならびにスマートフォンおよび携帯電話による取引をいいます。 (2)～(3) (省略) 2. (省略) (新設)

新	旧
(1)<u>パスキー認証を利用してログインされない方</u> (2)<u>法人口座</u> (3)<u>日本国内の居住者でない場合</u> (4)<u>その他当社が本サービスの提供に適さないと判断した場合</u> 第3条（申込手続き） 1. 本サービスの申込みは、証券総合取引約款にもとづき当社と証券総合口座取引を行うお客様が、当社所定の書面の提出により当社に申し込むものとし、当社は、当該申込みを確認できたお客様に、ログインID、初期ログインパスワードおよび初期取引パスワードを発行いたします。 2. （現行どおり） 第4条（初回認証） 1. （現行どおり） 2. 前項の初回認証時には、<u>パスキー認証の設定、および随時連絡が取れるお客様ご自身の電子メールアドレス（ただし、アドレスの種類によってはご利用いただけない場合があります。）</u>を当社所定の方法で登録していただきます。 第5条（本サービスの利用） 1. お客様は、本サービスについて、次の各号に掲げる取引の種類に応じて当該各号に掲げる時点からご利用いただけます。 (1) オンライントレード 前条第1項の初回認証およびパスキー認証の設定が完了した時点 (2) 情報提供サービス 前条第1項の初回認証が完了した時点 (3) 電子交付サービス 当社所定の電子交付サービスの手続きが完了した時点 2. （現行どおり） 第6条（<u>パスキー認証情報およびパスワード管理</u>） 1. （現行どおり） 2. <u>パスキー認証情報（これらを利用するための端末および生体認証情報等）、ログインIDおよびパスワード（初期パスワードおよびその後に変更されたパスワードを含みます。）</u>は、お客様ご自身の責任において厳重に管理するものとし、これらの使用はお客様ご本人のみとし、共同の利用および第三者への貸与または譲渡をすることはできません。 3. <u>本サービスに関して、パスキー認証を利用したログインの場合には、当社は確認の義務を負うことなくお客様ご本人によるログインとみなして、オンライントレードにおける発注をお受けし、本サービスのご提供をいたします。</u> 4. <u>本サービスに関して、ログインIDおよびパスワードが当社のシステムに登録されているものと一致した場合には、当社は確認の義務を負うことなくお客様ご本人によるログインとみなして、本サービスを提供いたします。</u> 5. <u>お客様がログインIDおよびパスワードを当社所定の回数以上誤って使用されたときは、本サービスの取扱いを中止します。お客様が取引の再開を希望する場合は、当社所定の手続きによりその旨を届け出ていただきます。</u> 6. <u>お客様は、ログインIDおよびパスワードを失念または紛失された場合、当社所定の手続きに従い再発行手続きを行っていただきます。また、パスキー登録の解除が必要となった場合、当社所定の手続きに従い利用解除を行っていただくことができます。</u> 第7条～第12条（現行どおり） 第13条（取引注文の取消または変更） 1～2（現行どおり） 3. お客様が取引注文の取消または変更のお手続きを行われた場合であっても、ご指示が間に合わず取引注文が成立する場合がありますので、お客様は、取消または変更のお手続きを行われたときには、取引注文が取消または変更されたことを必ずオンライントレードシステム上の確認画面で確認していただくものといたします。	第3条（申込手続き） 1. 本サービスの申込みは、証券総合取引約款にもとづき当社と証券総合口座取引を行う個人のお客様が、当社所定の書面の提出により当社に申し込むものとし、当社は、当該申込みを確認できたお客様に、ログインID、初期ログインパスワードおよび初期取引パスワードを発行いたします。 2. （省略） 第4条（初回認証） 1. （省略） 2. 前項の初回認証時には、随時連絡が取れるお客様ご自身の電子メールアドレス（ただし、アドレスの種類によってはご利用いただけない場合があります。）を当社所定の方法で登録していただきます。 第5条（本サービスの利用） 1. お客様は、本サービスについて、次の各号に掲げる取引の種類に応じて当該各号に掲げる時点からご利用いただけます。 (1) オンライントレード 前条第1項の初回認証が完了した時点 (2) 情報提供サービス 前号に同じ (3) 電子交付サービス 当社所定の電子交付サービスの<u>申込み</u>手続きが完了した時点 2. （省略） 第6条（パスワード管理） 1. （省略） 2. ログインIDおよびパスワード（初期パスワードおよびその後に変更されたパスワードを含みます。）は、お客様ご自身の責任において厳重に管理するものとし、これらの使用はお客様ご本人のみとし、共同の利用および第三者への貸与または譲渡をすることはできません。 （新設） 3. <u>本サービスに関して、ログインIDおよびパスワードが当社のシステムに登録されているものと一致した場合には、当社は確認の義務を負うことなくお客様ご本人によるログインとみなして、本サービスを提供いたします。</u> 4. <u>お客様がログインIDおよびパスワードを当社所定の回数以上誤って使用されたときは、本サービスの取扱いを中止します。お客様が取引の再開を希望する場合は、当社所定の手続きによりその旨を届け出ていただきます。</u> 5. <u>お客様は、ログインIDおよびパスワードを失念または紛失された場合、当社所定の手続きに従い再発行手続きを行っていただきます。</u> 第7条～第12条（省略） 第13条（取引注文の取消または変更） 1～2（省略） 3. お客様が取引注文の取消または変更のお手続きを行われた場合であっても、ご指示が間に合わず取引注文が成立する場合がありますので、お客様は、取消または変更のお手続きを行われたときには、取引注文が取消または変更されたことを必ずオンライントレードの確認画面で確認していただくものといたします。

新	旧
4.（現行どおり） 第14条～第18条（現行どおり） <u>第19条（電子交付サービスの提供の開始）</u> 次のいずれかに該当する場合は、当社は、お客様に対し電子交付サービスの提供を開始します。 (1)お客様が当社所定の方法により電子交付サービス利用の申込みを行った場合 (2)当社が、法令諸規則の定めに基づき、電子交付の対象書面等を当社ホームページ等により告知し、当該書面について電子交付を行う旨を通知した後、当社所定の期間内に、お客様から紙媒体による書面の交付の継続を希望する旨の意思表示がなされなかった場合 <u>第20条（対象書面）</u> 1. 前条第1項第1号により、電子交付サービスにおいて、当社が電子交付により提供する書面は、金融商品取引法、投資信託および投資法人に関する法律、各金融商品取引所受託契約準則および金融商品取引業協会関係規則等において規定されている電子交付等が認められている書面のうち、当社が指定し、当社または当社が契約しているデータセンターで運営されるウェブサイト内の認証が必要とされる特定の画面等に掲載する次の各号に掲げる書面（以下「対象書面」といいます。）といたします。 (1)～(5)（現行どおり） 2. 前条第2号により電子交付サービスにて提供する電子交付の対象書面は、前項(1)～(5)に定める書面のうち、当社ホームページ等によりデジタル提供対象書面として告知する書面とします。なお、お客様の当社所定の申込みに基づき、デジタル提供対象書面以外の対象書面についても電子交付することができるものとします。 <u>第21条（電子交付方法）</u> <u>第22条（対象書面の交付日等）</u> <u>第23条（電子交付サービスの提供等）</u> 電子交付サービスの提供等に当たっては、お客様が、次の各号に掲げる事項について十分に理解した上で、お客様ご自身の判断と責任において当該サービスの提供等を受けることに同意し、これを確認したものとみなします。 (1)～(6)（現行どおり） (7)紙媒体による交付への変更を希望する場合は、当社に連絡をし、書面交付希望の申出を行う必要があること <u>第24条（電子交付サービスにおける取扱い）</u> <u>第25条（申込みの撤回等）</u> 当社は、第23条の規定による申込みの承諾を行ったお客様から電子交付サービスの解約等を希望する旨または第20条第2項に規定するデジタル提供対象書面について紙媒体による交付を希望する旨の申し出をされ、当社が当該申し出を受理した場合、電子交付サービスの提供を終了するものとします。また、電子交付サービスの提供を終了した場合は、既に電子交付等を行った電子書面の記載事項を消去する指図がお客様からあったものとみなし、当社で当該記載事項を消去する場合があります。電子交付サービスの提供終了後は、当社からの対象書面の交付は郵送による交付に切り替えます。ただし、対象書面毎に、郵送への交付切替時期が異なる場合があります。 <u>第26条（閲覧の停止）</u> <u>第27条（対象書面の追加）</u>	4.（省略） 第14条～第18条（省略） （新設） <u>第19条（対象書面）</u> 電子交付サービスにおいて、当社が電子交付により提供する書面は、金融商品取引法、投資信託および投資法人に関する法律、各金融商品取引所受託契約準則および金融商品取引業協会関係規則等において規定されている電子交付等が認められている書面のうち、当社が指定し、当社または当社が契約しているデータセンターで運営されるウェブサイト内の認証が必要とされる特定の画面等に掲載する次の各号に掲げる書面（以下「対象書面」といいます。）といたします。 (1)～(5)（省略） （新設） <u>第20条（電子交付方法）</u> <u>第21条（対象書面の交付日等）</u> <u>第22条（申込み手続き）</u> 1. 電子交付サービスは、原則として、お客様が、当社のオンライントレード認証画面にログインし、登録情報照会画面より当社へ申し込むものとし、当社は、当該申込みを確認できたものに限って、電子交付サービスの提供を行うものといたします。 2. 当社は前項の当該申込みの確認をもって、お客様が、次の各号に掲げる事項を十分に理解し、お客様ご自身の判断と責任において電子交付サービスを利用されることに同意したものとみなします。 (1)～(6)（省略） （新設） <u>第23条（電子交付サービスにおける取扱い）</u> <u>第24条（申込みの撤回等）</u> 当社は、第22条の規定による申込みの承諾を行ったお客様から電子交付サービスの解約等の申し出があった場合、電子交付サービスを提供しないものとします。この場合、お客様は、電子交付サービスの提供を受けることはできないものとします。ただし、当該お客様が再び第22条による申込みを行った場合は、この限りではありません。 <u>第25条（閲覧の停止）</u> <u>第26条（対象書面の追加）</u>

新	旧
<u>第 2 8 条</u>（注意事項） <u>第 2 9 条</u>（免責事項） 当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責を負わないものといたします。ただし、当社の故意または重大な過失によりお客様に生じた直接の損害についてはこの限りではありません。 (1)オンライントレードのご利用に関し、次に掲げる取引により生じた損害 ①パスキー認証を利用してログインした際の取引（第三者によるパスキー認証情報の登録およびそのパスキー認証の利用も含みます） ②お客様が入力された取引パスワードと当社が記録している取引パスワードおよび口座番号等の一致を当社が確認した取引 ③第三者が取引パスワード等を不正に使用して行った取引 (2)～(10)（現行どおり） <u>第 3 0 条</u>（届出事項の変更） <u>第 3 1 条</u>（本サービスの停止） <u>第 3 2 条</u>（この約款の変更） <u>第 3 3 条</u>（合意管轄） 附 則 この約款は、2026 年 5 月 18 日より適用いたします。	<u>第 2 7 条</u>（注意事項） <u>第 2 8 条</u>（免責事項） 当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責を負わないものといたします。ただし、当社の故意または重大な過失によりお客様に生じた直接の損害についてはこの限りではありません。 (1)オンライントレードのご利用に関し、次に掲げる取引により生じた損害 （新設） ①お客様が入力されたパスワードと当社が記録しているパスワードおよび口座番号、ID等の一致を当社が確認した取引 ②第三者がパスワードを不正に使用して行った取引 (2)～(10)（省略） <u>第 2 9 条</u>（届出事項の変更） <u>第 3 0 条</u>（本サービスの停止） <u>第 3 1 条</u>（この約款の変更） <u>第 3 2 条</u>（合意管轄） 附 則 この約款は、2019 年 6 月より適用いたします。

●公社債の売買取引について（2026 年 5 月 18 日改定）

新	旧
1～5（現行どおり） 6．契約締結時等交付書面の確認を忘れずに 公社債の売買取引が成立すると、当社から契約締結時等交付書面が交付されます。ここには取引された公社債の銘柄名（回号）、額面金額、手数料額、受渡し代金などが記載されています。注文の執行に間違いがないか、よくご確認されるとともに、後日、取引の証拠書類となりますので保管しておくことをお勧めします。	1～5（省略） 6．契約締結時等交付書面の確認を忘れずに 公社債の売買取引が成立すると、当社から契約締結時等交付書面が郵送されてきます。ここには取引された公社債の銘柄名（回号）、額面金額、手数料額、受渡し代金などが記載されています。注文の執行に間違いがないか、よくご確認されるとともに、後日、取引の証拠書類となりますので保管しておくことをお勧めします。

●外国証券の国内店頭取引について（2026 年 5 月 18 日改定）

新	旧
1～6（省略） 7．契約締結時等交付書面の確認を忘れずに 外国証券の売買取引が成立すると、当社から契約締結時等交付書面が交付されます。ここには取引された外国証券の銘柄名や売買代金等の情報が記載されています。注文の執行に間違いがないか、よくご確認されるとともに、後日、取引の証拠書類となりますので大切に保管されることをお勧めします。	1～6（省略） 7．契約締結時等交付書面の確認を忘れずに 外国証券の売買取引が成立すると、当社から契約締結時等交付書面が郵送されます。ここには取引された外国証券の銘柄名や売買代金等の情報が記載されています。注文の執行に間違いがないか、よくご確認されるとともに、後日、取引の証拠書類となりますので大切に保管されることをお勧めします。